

国際教養大学トップ諮問会議規程

平成16年4月1日
理事長決定
規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、国際教養大学学則第22条第3項の規定に基づき、国際教養大学トップ諮問会議（以下「トップ諮問会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 トップ諮問会議は、委員9名以内で組織し、委員は高等教育や国際関係などに関し、広く高い見識を有する者のうちから、学長が委嘱する。

2 秋田県知事は、トップ諮問会議に陪席することができる。

(議長)

第3条 トップ諮問会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 議長は、トップ諮問会議を代表し、会務を総理する。

3 議長に事故のあるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(審議事項)

第5条 トップ諮問会議は、学長の諮問に応じて審議し、国際教養大学に関する重要事項について、学長に対し提言又は助言を行う。

(庶務)

第6条 トップ諮問会議の庶務は、国際教養大学事務局企画課において行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、トップ諮問会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。